

# 総論

## 第1章 基本的事項

### 第1節 計画改定の趣旨

神奈川県では、すべての県民が健やかに安心してくらす社会の実現に向けて、総合的な保健医療施策を示した「神奈川県保健医療計画」を策定し、県民の生涯を通じた健康の確保や安心してくらすの重要な基盤となる保健医療提供体制の整備に努めており、第5次神奈川県保健医療計画を平成20年3月に策定しました。

今回の計画の策定にあたっては、平成24年3月の医療法施行規則の改正により、これまでのがん、脳卒中、急性心筋梗塞及び糖尿病の4疾病に、新たに精神疾患を加えた5疾病について、医療連携体制を計画に記載することとされました。

さらに、平成24年3月に「医療提供体制の確保に関する基本方針」の改正により、精神疾患と居宅等における医療（在宅医療）に関する医療連携体制を計画に記載することとされました。

一方、本県では、今後10年程度先を見据えた本県の医療の課題解決の方向性・取組みを示す「神奈川県医療のグランドデザイン」を平成24年5月に策定しました。

同グランドデザインは、患者、家族、県民が納得できる医療を実現するため、地域に根ざした医療、開かれた医療と透明性の確保、病気にならない取組みの推進の3つの視点から目指すべき医療の姿を検討し、連携・協働・自律の医療の推進、医療情報のオープン化・共有化、健康寿命の延伸等について盛り込んだものです。

こうした動きや、今後の急速な人口の高齢化の進展など、医療を取り巻く環境が大きく変化する中で、本県の実情に即した質の高い効率的な保健医療提供体制を整備するため、第6次計画を策定することとしました。

### 第2節 計画の基本理念及び基本目標

すべての県民が健やかに安心してくらす社会や納得できる医療の実現に向けて、「誰でも等しく良質かつ適切な保健医療サービスを受けられる」ことを基本理念として、保健医療提供体制を整備します。

患者が身近なところで、質の高い医療を安心して受けられるよう、医療機関相互の連携の下で、切れ目のない保健医療福祉サービスを提供する体制を整備することを基本目標とします。

### 第3節 計画の性格

この計画は、医療法第30条の4第1項の規定により策定する法定計画であり、県の保健医療システムの基本的方向と目指すべき目標を明らかにするものです。

この計画は、県民が本県の保健医療提供体制の実情を把握し、今後の施策の方向性について理解を深め、予防、治療や健康づくりに主体的に取り組むことを支援するものです。

### 第4節 計画期間

この計画は、平成25年度を初年度とし、平成29年度までの5年間を計画期間とします。

## 用語解説

### 納得できる医療

多様な医療情報や治療の選択肢が患者をはじめ家族や医療関係者も含めて共有され、患者が主体的に治療に取り組むという神奈川が目指す医療の姿